

令和7年4月24日

会 員 各 位

大阪シティ信用金庫

理事長 高橋 知史

令和7年度通常総代会における所在不明会員の除名について

当金庫は、令和7年6月に開催する総代会（開催予定日：令和7年6月18日（水））において、当金庫定款第15条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員の方（以下「所在不明会員」という）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、除名決議の対象者に該当するとお心当たりのある方で除名を希望されない場合は、令和7年5月28日（水）までに、会員ご本人様が、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口で届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当金庫が除名することが適当と判断させていただいた会員の方とします。

- ①令和元年9月から令和6年9月末にかけて当金庫の事業を利用していない方。
- ②令和6年9月以前に当金庫からの通知または催告が5年以上継続して到達しなかった方。
- ③当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

※当金庫の定款別表4第5項および付則3では、「5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき」など一定の要件に該当する場合は、総代会において除名できるとされています。

2. 信用金庫法および当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総代会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退となる会員の方は、上記総代会の翌年の4月1日以降にご請求いただければ出資金の払い戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口でご相談ください。また、再加入を希望される方も同様に、当金庫本支店の窓口でご相談ください。

ただし、脱退した方が当金庫に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺、あるいは当該債務を完済するまでその払い戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以 上

【お問い合わせ先】

大阪シティ信用金庫 本支店

または本部総務部（電話：06-6201-2883）